

## 11月5日より、「支店別総代説明会」開催 5日間・18会場、JA役職員と膝詰め対話

JA西三河は11月5日から9日にかけて、西尾市内のJA支店18支店にて「支店別総代説明会」を開催します。毎年11月・5月に半期ごとに行っている地区別総代説明会を支店別に分けて開催するもので、各支店での開催は今回が2回目。各会場では、JAの常勤役員と地元役員、監査担当者、営農部の部課長などが出席し、各地区の総代に向けてJAの経営概況や自己改革の取り組みを説明し、意見交換を行います。

### 【取材対応日】

日時：11月5日（月）午後6時45分（※）～  
場所：JA西三河 寺津支店  
参加する総代：33人  
JA側参加者：  
代表理事組合長（兼・地区選出理事）名倉正裕  
営農部部长 黒野善久  
監査室課長 宮嶋邦彦  
営農部野々宮センター長心得 高須博文  
生活部生活課課長 新家和彦

### 【内容】

- ・地元理事・常勤役員あいさつ
- ・上半期の事業概要説明
- ・JAの自己改革紹介DVD上映
- ・営農関係のJA自己改革取組説明
- ・監査報告
- ・総代との意見交換

※総代への案内文書には「午後6時30分開始」と表記していますが、冒頭で食事をとりますので、総代説明会の開始は概ね午後6時45分ごろとなる見込みです

### 【開催の背景と目的】

平成28年、JAの根拠法である農業協同組合法が改正されました。条文には、「農業者と農協の役職員の徹底した話し合い」を行うことを大前提に、JAは「農家の農業所得の増大に最大限配慮すること」や「的確な事業活動で高い収益性を実現し、組合員への還元（事業利用分量配当）と将来への投資に充てること」などが明記されました。

今回の説明会は、各地区の組合員の代表を務める総代とJAが、農協法の条文に記載されたとおりの「徹底的な対話を行う」ための試みです。少人数での膝を交えた対話により、互いの理解を深め、西尾市の農業をともに発展させる礎とすることを目的としています。

### 【JAの「総代」とは】

地区ごとに選出されるJAの正組合員の代表。JA西三河では西尾市内の各地区より500人を選出しています。各地区の総代の中から選挙により理事・監事といった役員が選出されるほか、毎年6月下旬に開く通常総代会や随時行う臨時総代会でJA経営に関する重要な議決を行い、意思決定を行います。

JA西三河では平成28年まで、半期ごと（毎年5月・11月）に地区別総代説明会を開催してきました（旧西尾市地区3回・旧一色・吉良・幡豆地区で各1回、計6回）。29年度より行う「支店別総代説明会」はこれを支店別に行うもの。今後JA西三河では、11月の総代説明会を支店別で行い、正組合員の声が経営に届きやすい体制とする予定です。



### 【お問い合わせ・ご連絡先】

JA西三河（西三河農業協同組合）  
〒445-0073 愛知県西尾市寄住町下田15  
企画室企画課 広報担当：岡田  
TEL：0563-56-5214 担当者携帯：070-1414-4251  
HP：<https://www.ja-nishimikawa.or.jp/>  
Eメール：[kikaku@ja-nishimikawa.com](mailto:kikaku@ja-nishimikawa.com)



※ このニュースリリースは、西尾市の記者室在籍報道機関あてに発出しています。  
また、同内容をJA西三河ホームページの「報道機関向け資料（ニュースリリース）」ページにも掲載しています。

# JA西三河と組合員の「対話」の取組 ～組合員に基づき「自己改革」進める～

## ■背景■

平成27年8月、JAの根拠法である農業協同組合法が改正されました（28年4月施行）。その条文には、「農業者と農協の役職員の間の徹底した話し合い」を行うことを大前提に、JAは「農家の農業所得の増大に最大限配慮すること」や「的確な事業活動で高い収益性を実現し、組合員への還元（事業利用分量配当）と将来への投資に充てること」などが明記されています。

これを受けてJA西三河では『創造的自己改革』の方針を策定し、農家所得向上に向けた取り組みを進めるとともに、JAと組合員の対話の機会となる会合を新たに開催しています。会合での意見交換を通して正組合員・准組合員のニーズや意向を把握し、より組合員にとって役立つJAを目指しています。

## ■支店別総代説明会

### ——総代と活発に意見交換

JAでは平成29年度より、毎年11月に支店別総代説明会を開催しています。

JAからは常勤理事と地元選出役員、営農担当部課長などが出席。常勤役員が年度上半期の事業実績、営農担当部課長が農家所得向上をめざす自己改革の取り組みについて説明します。意見交換の際には、JA事業の動向のほか、地域内の産直店舗への要望や支店の施設更新など、地域に関連する事項についても活発な質問が行われています。

JAは発足以来、地域別総代説明会を毎年5月・11月、複数支店地域をまとめる形で開催していました。支店別での開催に改めることで、JA役職員と総代の距離を近づけ、意見交換をより活発にすることを目的としています。



福地地区の総代に事業実績を説明する  
名倉組合長（右側）

## ■准組合員意見交換会

### ——准組合員の意見を経営に

JA西三河は、平成28年度より『准組合員意見交換会』を開いています。准組合員の方々がJAと地域農業に関する知識を深め、『地域農業の応援団』となっていただくことを目的としています。

意見交換会に先立ち、参加者よりJAへの意見や要望についてアンケート調査を行います。意見交換会では、同JAの常勤役員らが担当の事業についてガイドブックに沿って紹介し、事前アンケートの報告とあわせ、寄せられた質問について説明・質疑応答を行います。



准組合員意見交換会の様子（2017年9月）

## ■JAの「正組合員」と「准組合員」

JAの「組合員」には、地域で農業を営む「正組合員」と、JA事業を利用する地域住民である「准組合員」があります。

JAのような「協同組合」は通常、組合員（JAの場合は農家）が利用するものですが、JAは都市部から農村まで全国各地に展開しており、地域のインフラとして農家以外の地域住民にとっても不可欠な働きを担っています。そのため「准組合員」の制度により、農家以外の地域住民もJA事業を利用できるようにしています。JAの管内にお住まいかお勤めの方で、JAの事業を継続的に利用する方ならば誰でも加入することができます。

近年JAではこの准組合員を「地域農業の応援団」と位置づけて、地域農業への理解促進と消費PR、JA活動への参加促進に努めています。この仕組みを通して、正組合員（地域の農家）とJAが地元産農作物を准組合員（地域住民）へ供給し、准組合員はJA事業の利用や農産物の購入を通して正組合員を支えるという、地域の農家と住民がともに支えあう仕組みを作ることを目指しています。